

太陽光発電設備設置の適正化を図るための条例化に係る
茅野市生活環境保全条例改正に関する
パブリックコメントにお寄せいただいたご意見と市の考え方

太陽光発電設備設置の適正化を図るための条例化に係る茅野市生活環境保全条例改正に関するパブリックコメントを実施したところ、下記のとおり貴重なご意見をいただきました。

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

記

○パブリックコメントの実施状況

1 意見の募集期間	2 意見の提出者数と件数		3 意見の提出方法別人数				
	提出者	件数	メール	郵送	F A X	持参	計
平成31年3月8日（金） ～ 3月22日（金）	18人	27件	12人		1人	5人	18人

※同一意見提出者から複数項目にわたるご意見をいただいている場合があるため、意見提出者数と意見件数は一致しない場合があります。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方 （※代表的な意見をまとめて回答しております。）

No.	該当する箇所等	いただいた意見の概要	市の考え
1	適用を受ける事業	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の設置に関するトラブルは大規模なものよりも、むしろ一般家庭を含む小規模な太陽光発電が多数あると思われます。10キロワット未満であっても対象に含めて全市的な設置状況を把握すべきだと思います。 	<p>「電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、FIT法という。）において、全量売電の対象となる設備の規模は10キロワット以上の設備と定められています。10キロワット未満の設備については余剰電力の売電となり、主に住宅等の屋根に設置される設備となります。</p> <p>太陽光発電事業の適正化が必要となる事業は、野立ての設備と考えているため、10キロワット以上の設備で建築物の屋根に設置されたものを除いた設備を対象にするものと考えています。</p>
2	施設基準 （災害防止に関する事項）	<ul style="list-style-type: none"> 災害防止策を条例で具体的に明記してください。 災害保険への加入を義務付けして、保険会社連絡先を市に登録することを義務づけてください。 	<p>太陽光発電設備の設置及び管理に関しては、災害の防止、生活環境及び自然環境の保全に配慮した適切な方法によってなされなければならないと考えます。そのための施設基準は規則において定めることを条例に明記します。施設基準の詳細な内容は今後検討いたします。</p>
3	施設基準 （自然環境、生活環境周辺環境の保全に関する事項）	<ul style="list-style-type: none"> 1年を通じて道路通行の安全を妨げることのない基準の策定を望みます。また、既に設置された危険な施設についても対象にしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の設置及び管理に関しては、災害の防止、生活環境及び自然環境の保全に配慮した適切な方法によってなされなければならないと考えます。そのための施設基準は規則に

			<p>において定めることとしており、詳細な内容は今後検討いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例においては、施行日以降に着手する工事に適用するものと考えています。ただし、既に運用している「茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」において、事業者は設備の設置により周辺環境への影響が認められた場合は、改善のための措置を講ずるよう努めるものとしています。
4	<p>施設基準 (自然環境、生活環境周辺環境の保全に関する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた自然環境を守るため、太陽光発電設備自粛区域を指定してください。 ・希少動植物生息区域や観光道路から見える範囲は禁止区域にしてください。 ・設置を避けるべきエリア、慎重な検討が必要なエリアを指定してほしいです。 ・施設の設置禁止地域を明確に設定してください。水源地付近や上流、災害を誘発する危険の高い区域や樹林帯、河川流域、学校保育園、住宅街周辺等への設置を禁止してほしいです。 	<p>自粛区域等を設定する場合、災害の防止、生活環境及び自然環境の保全等に関連する他法令の区域を引用するものが主なものになると考えます。それらの区域で事業を実施するためにはそれぞれの法に基づく手続を経ることで適切な方法が担保されるものと考えます。そのため本条例において現段階では自粛区域等の設定までは考えていません。なお、FIT法において、関係法令を違反した場合には最終的にはFIT法に基づく認定の取り消しを可能としています。</p>

5	<p>施設基準 (自然環境、生活環境周辺環境の保全に関する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境、生活環境、景観等に基準を設定することに賛成です。木を切って、森を削ってまで自然エネルギー優先にしないでほしいです。 	<p>本条例を適切に運用していくことで、太陽光発電施設の安全性・信頼性を高めてまいります。</p>
6	<p>施設基準 (自然環境、生活環境周辺環境の保全に関する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の環境への配慮を義務づけてほしいです。フェンスで囲むなど安全対策や、特に観光地周辺では太陽光発電設備が直接見える状態にならないような植栽を義務づけてください。 ・太陽光パネルの品質の基準がないことが問題と思います。 ・太陽光パネルの光害、騒音、輻射熱、電磁波等の問題に対する取り決めや補償が明確でないことが問題だと思います。 	<p>太陽光発電設備の設置及び管理に関しては、災害の防止、生活環境及び自然環境の保全に配慮した適切な方法によってなされなければならないと考えます。そのための施設基準は規則において定めることとしており、詳細な内容はいただいた意見を参考にして今後検討いたします。</p>
7	<p>施設基準 (事業の運営、廃止に関する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の定期点検や草刈りの遵守などを義務づける必要があると思います。 ・施設の撤去費用等の確実な確保を義務づけてください。 ・撤去がなされない場合は、強制執行や処理費用の支払い義務、罰則事項を明記してください。 	<p>太陽光発電事業の運営及び廃止に関する事項は、適切な方法によってなされなければならないと考えます。そのための施設基準は規則において定めることとしており、詳細な内容は今後検討いたします。</p>

8	施設基準 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・優良な事業者を見極める基準を設定してほしいです。市が特定の地区を選定し、市の管理の下で入札した業者に事業を委託する制度をつくってください。 	本条例は太陽光発電設備の設置及び管理の適正化を目的とするものです。よって、事業者の選定基準等については、本条例の対象外であると考えます。
9	施設基準 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・1件当たりの設置面積の上限を定めてほしいです。また、市域における総設置面積の上限を定めてほしいです。 	1件当たりの設置面積の上限を定めることは財産権との関係性において難しいと考えます。また、市域における総設置面積については、国が再生可能エネルギーを日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるように取組を積極的に推進している中で、市が単独で上限を規制することは難しいと考えます。
10	手続 (市との事前協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議の義務化を歓迎します。 	本条例を適切に運用していくことで、太陽光発電施設の安全性・信頼性を高めてまいります。
11	手続 (説明会の開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に住民に説明会を開くことを義務づける案に賛成します。説明会の開催義務だけではなく、住民側が設置者側に要望、条件、意見などを出して協議できる場となるようにルールをつくってください。 	太陽光発電事業者が近隣住民等に対して説明会を開催し、近隣住民等の理解を得るよう努めなければならないことを条例で定める予定です。
12	その他 (同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地や別荘地において隣接地に太陽光パネルが設置されれば土地の資産価値や生活の質が下がると思います。だから少なくとも隣接土地所有者の同意は必要だと思います。 	同意制とする場合、同意・不同意の理由の妥当性によっては財産権の侵害に当たることが考えられます。そのため、本条例では、太陽光発電事業者が近隣住民等に対して説明会を開催する

		<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然に恵まれた場所だからこそ移住しました。美しい景観を壊す太陽光発電設備の設置に強く反対します。必ず近隣住民との合意ができてから設置することができるというような条例にしてください。 ・地域住民と合意のない計画や建設などありません。出力が小さくても合意なしでは設置できないルールづくりをしてほしいです。 ・近隣地権者の書面による同意を設置の義務としてほしい。 ・地元の区長の同席と承諾印を必須条件としてほしいです 	<p>ことや近隣住民等の理解を得るよう努めなければならぬことを定める予定です。</p>
1 3	その他 (着工の遅延)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請から2年以内に着工できない場合は、再申請を課すとともに完成時の売電価格としてほしいです。 	<p>国への事業計画認定の申請及び調達価格についてはF I T法の中で定められるものとなりますので、本条例の対象外であると考えます。</p>
1 4	その他 (違反者)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に違反した設置者には、市が警告文書、改善命令、強制撤去、撤去費用の負担を課してほしいです。 	<p>市が必要とあると認めるときは、市が届出者に対して必要な措置を取るよう指導、助言、勧告及び公表することができることを定める予定です。</p>
1 5	その他 (地域貢献)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者は商業活動をしている。区費、自治会費の義務づけてほしいです。 ・設置者には地域活性化協力金の支払を義務づけてほしいです。 	<p>今回の条例改正では太陽光発電設備設置の適正化を図ることが目的であるため、本件については対象に考えていません。ただし、事業者が近隣住民等に対して説明会を開催し、近隣住民等の</p>

			理解を得るように努めなければならないことを定める予定です。
16	その他 (賛成)	<ul style="list-style-type: none"> 今まで誰も見向きしなかった放棄地について大騒ぎしているのは利権がらみとしか思えません。反原発の時代です。太陽光発電に賛成です。 	生活環境の保全及び市民生活の安全の確保を図りながら、適正に太陽光発電施設が設置運営されることを目指します。
17	その他 (適切な推進)	<ul style="list-style-type: none"> 茅野市の日照条件は全国的にも恵まれているため、太陽光は地域資源のひとつと言えます。環境への十分な配慮をしたうえで適正に導入することができれば地域の利益になります。地域外の事業者が投資目的で設備設置することが大きな問題になっています。地域の自然環境を熟知した地元の市民が設置者になることが最も持続可能性が高く、地域資源の有効活用だと考えます。 	
18	その他 (市民等への優遇措置)	<ul style="list-style-type: none"> 事業主体に関して明記してほしいです。設置に向けた資金やノウハウが不足している地元の市民や市内の事業者への優遇措置を盛り込んでください。例えば、市による「事業の信用補完、無利子融資、助言等」の支援など。条例改正による手続の煩雑化、長期化は地元の設置者にとっても大きな負担となっています。 	太陽光発電事業者は、FIT法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業を行う者であると考えます。また、太陽光発電設備の設置及び管理は、災害の防止、生活環境及び自然環境の保全に配慮した適切な方法によってなされるものとするため、条例化することとしました。そのため、市内事業者等への支援などについては本条例の対象とは考えていません。